

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和5年10月20日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和6年1月23日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
統計企画課	前年度会計の監査において注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの	定期的に発生する支払をまとめた一覧表を作成し、複数人で進捗状況を随時把握・確認するよう処理手順を見直した。
しあわせ子育て政策課	前年度会計の監査において注意した事項について、措置又は改善を行っていないもの	改めて要綱及び補助金等適化規則の内容や関係について職員の理解を徹底する。
	契約の締結又は履行が適切でないもの	改めて契約保証金の規定を確認し、事務処理について複数で確認しながら行う。
雇用・産業人材育成課	関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの	工事や事業等の事務執行時における委任規程の関係法令等を所属職員全員で再度確認を行った。 工事請負に係る予算を公所へ配当替する際は、委任の有無を課内複数人により十分に確認するとともに、公所へ情報提供を行うこととした。また、予算措置を検討する段階から、本庁と公所の連絡調整を密にし、複数の部署によりチェック機能が働く体制とした。
県土利用政策課	契約の締結又は履行が適切でないもの	契約書を徴する案件等については、会計課の事前審査を受けることを徹底するとともに、根拠書類等を必ず確認する等、適切な審査を行うよう、職場会議で周知徹底を図った。
県産米・農産物ブランド推進課	補助金等の交付事務が適切でないもの	補助金交付申請時の事業計画に記載された事業完了予定時期に、補助事業者に事業の進捗状況を確認するとともに、事業総括者が事務執行チェックシートにより事務の進捗状況等を随時確認、管理し、補助金交付事務を適切に執行する。

道路整備課	入札事務が適切でないもの	<p>積算ミスの再発を防止するため、チェック項目の見直しによるチェックリストの充実、複数人によるチェック体制の周知徹底に加え、現在のチェック体制を補完する手法を検討・実施する。</p> <p>また、県土整備部内に「入札ミス対策プロジェクトチーム会議」を立ち上げ、現状の把握、課題の整理を行い、対策案を取りまとめる。</p> <p>当該工事の再発注にあたっては、設計書作成の委託先からの納品時に、県の担当者と審査者が立ち会い、積算内容の詳細な説明を受け、両者で積算方法の確認を行った。</p>
建築住宅課	支出事務が適切でないもの	<p>定期購読書籍等について、一覧表を作成して担当ラインで管理するとともに、庶務担当者と共有し、支出事務のダブルチェックを行うことで、再発防止に努める。</p>
農業技術環境課	補助金等の交付事務が適切でないもの	<p>年度途中に新たに膨大な量の補助金交付事務が生じ、総合支庁等への移譲が難しい場合は、所属長が進捗状況等を確認し、事務分担の見直し等を行う。</p> <p>現地調査の日程調整を、実績報告受領後速やかに余裕を持って行う。</p> <p>事務執行チェックシートに処理の目安の時期について追記し、事務主任者及び業務総括者等の複数職員による事務の進捗状況等の確認管理を行う。</p>
高齢者支援課	執行管理体制が適切でないもの	<p>チェックシートの活用及びダブルチェックの徹底等を行い、補助金担当とは異なる職員が、申請書等の受付日、処理日及び申請内容についての照会、回答の実施日を記録する。</p> <p>起案文書に事務執行チェックシート等を添付し、申請状況及び処理状況を課内で共有するとともに、業務総括者が適時、事務執行チェックシート等により業務の進捗状況等を確認・管理し、適切な補助金交付事務の執行に努める</p> <p>内部統制制度の仕組みを活用し、各職員が内部統制評価シート等の内容を意識して実践するなどにより、内部けん制が的確に機能するよう努める</p>